



英國道路物語〔十二〕

——道路の發達史——

山下 定文

第六章 鐵道禍（承前）

一八三五年法以後、道路行政の單位を擴大せんとする企てが幾度行はれたか知らないが、その都度、頑固、無理、或は偏見等のために反對せられて居つた。最も奇妙なのは、新しい行政單位が設定せられるときは、目立たぬようになされ、又大低偶發的事件に依つて設定されて居つた

ことだ。ヴィクトリア時代に於て全國に押寄せたところの商業繁榮の波に乗つた都市の發展に伴ひ、必然に公共保健の問題に對し可成り大きな注意が支拂れるに至つた。都市に於ける街路の状態がこの問題に緊密な關係を持つて居ると云ふことは明らかなことである。隨つて一八四八年の公共保健法及一八五八年の地方制が都市に於ける道路を地方保健委員會の統制下に置いたことは當然のことに屬し、殆

んど一般の注意をひかなかつたのである。然しこれらの法令に依つて新しい道路管理者が創設の途にあつたのだと云ふことは直ぐには充分了解されて居なかつたのである。

農村に於ける行政單位の擴大は尙實現には遠かつたのであるが、一八二六年に至り、新道路法に依り、臨時重罪裁判所(註四季ニ一回開廷)の判事は數教區を一道路管區に結成し、之を若干の地方判事と關係教區の選出せる代表者とより成る特別道路委員會の下に置くことを得ることになつた。然し教區は教區道の管理權を放棄することを喜ばず、且地方保健委員會を設置すれば、一八六二年法の特條項に依る道路管區に併合せらるゝことを免れ得ることになつて居つたから、一八五八年法に基き雨後の筍のように全國各地にこの種委員會が設置せられた、その結果、時には新法による道路管區に併合せらるゝを避ける爲、小村落までが嚴かに市街地衛生委員會を設置すると云つたような誠に滑稽な事も起つた。政府は一八六三年又々改正法を發布しこの法の缺陷を補ふの餘儀なきに至つた。同法に依れば、

市街地衛生管區の設置には最小人口三千人以上と限定せられて居た。

相當多くの地方道路委員會が一八六二年法に依り組織せられたのにも拘はらず、この制度は未だ一般に普及せられて居らず、英國の或る地方に於ては、法定人口を有する地域に於ては市街地保健委員會を設置するか、或は古代地方自治權を固執するか何れかに依つて、同法の諸規定の適用を受けることを避けることに種々苦心して居つた。本間に對する意見は全國各地に於てまち／＼であつた。北ウエールス各地に於ては英蘭各地に於けると同じく道路管區制度を採用して居つた。ヨークシャーに於ては本件に就ては區々であつて、七五九教區は若干道路管區を結成し、七二〇教區は尙ほ古い自治制の下にあり、一八三教區は市街地衛生管區を設定して居つた。ノーフォーク、サツフォーク、スタツフォードシャー、バツキングダムシャー及ウエストモーランド等を含む諸州は古代自治制を頑強に固執し、各々其地域内に於ては新流行の道路管區などといふ制度に辛

棒出來んとはかりに拒絶した。

○
有料道路トラストが尙ほ若干數存在せる限り、道路の眞の意味に於ける全國的改善發達と云ふことの不可能なるは明瞭であつた。然し、一八五八年道錢が全く廢止され、且道路が租税によつて全く適正に維持せらるゝに至れる南ウエールス並愛蘭に於ける成功の經驗は英蘭に於けると同じく立法者をして大膽に最後の掃滅を行はんとする勇氣を與へたらしいが、これらトラスト全體に一舉に解散を命ずるが如き明確な解決は全く見られなかつた。この問題を討究するため一八六四年に任命せる下院委員會はトラストを廢止し、南ウエールスに於てとれる制度と同様の制度を採用することの可なる旨を報告した。然し、かゝる結果を直接もたらすべきような法令はどの政府も發布しなかつた。これは有料道路トラストが除々に發達し、増加せるのと丁度同様であつて、トラストは除々に衰廢し、その數を減少した。毎年、破産トラストを更生せしむべきかを決定す

るを任務とせる委員會はこれらトラストのうち若干の解散を必要なりとしたので、除々にその數を減じ遂に極く僅かしか殘存せざるに至つた。有料道路トラストが解散を命ぜられた時は、その管轄道路はその所在地の道路管區又は道路教區に接收せられた。有料道路制度の死の苦悶は殆んど十九世紀の末期まで續いて居つた。一八六四年には、倫敦附近に於て一〇八ヶ所の錢取門が撤去せられた。一八七〇年になると、七八以上のトラストが廢滅した。翌年になると、倫敦に於ける殘存の道錢が廢止せられたが、同年に於て尙ほ八五四のトラストが全國に存在して居つた。これより以後、一八七五年には五八八に、一八八一年には一八四に、而して一八八三年には七一と云つたように急激に減少して行つた。一八八七年に一五殘存して居つたが、之が一八九〇年になると僅か二つに減少したのである。然し、それから五年たゞぬうちに、英國最後のトラスト、即ちホリエヘツド道路のアングリーゼイのトラストの死滅を以て有料道路制度の終焉を見たのである。

當時如何なる種類の統一、又は充分な組織も存在することを得ずして、同一時期に非常に多く相異なる制度が實施せられて居つた。即ち、あらゆる利益を調和せしめ、結合せしめる何等かの方策を考究すべきことが最も肝要であつたのである。公共保健に關する再考察は殆んど期せずして本問題の部分的解決をもたらした。一八七二年、公共保健法に依り道路管理權を内務省より地方自治團體に移讓した。都市衛生當局は既に一八五八年法に依つて其の管轄道路を管理して居つた。而して、この制度は更に擴張せられ、農村道路をも同様包括するに至るべきことは最早避け得ざるものゝ如くであつた。地方衛生當局が村落地に於ける道路をも統制すべしとする原則は一八七八年の道路及鐵道法に於て限定されては居たが、具體化せられたのである。この法令は地方自治團體が内務省より道路管理權を委讓せられたから公布せられた最初の道路法規であつた。

この法令により、道路管區が組織し、又改變する場合に

は、管區は出來得る限り地方衛生管區とその地域を一致せしむべきこと、及び兩管區が事實上一致せるときは道路委員會は之を廢止し、その權限を地方衛生當局に移讓せしむべきことが定められたのである。多分、この規定の最も重要な結果は多くの場合、行政單位が擴大せられたことであつた。道路管區に包括せられたとき、教區が尙ほ享受せるところは財政的獨立は、教區が衛生教區に包括せられたときには廢滅したのであるから、道路管理費は他の衛生施設費に繰入れられ、一般租税から支出せられた。

その當時になり有料道路トラストから解放せられた道路も亦この法令に依つて取扱はれることになつた。有料道路トラストの除々たる廢滅に因つて、そのときまで道路管區及道路教區が負はされたところの巨額なる財政的の重荷は政府よりの補助金に依つて救濟されて居たが、道路及鐵道法は「近く無料となれる道路の維持費のうち半額は郡基金より支出すべし」と規定した。十年後、地方自治制に依り主要道路の維持に關する全責任は郡會に移讓されたので、

斯くの如く明示された原則は更に擴大されたのである。

不幸にも道路及鐵道法の規定は第二級の道路に關しては單に自由として居つたし、教區は尙ほ教區を新組織中に包括せんとするあらゆる努力に對して頑迷なる反抗を續けて居たのである。一八九四年になつても尙ほ三五七の道路委員會が地方衛生當局と獨立して存在し、五千以上の教區が道路に關する自治權を保持して居つた。然し新制度の明白な成功は斯くの如き變則の持續を禁止し、全國的統一制度の樹立は極めて迅速に遂行せられた。一八九四年の地方自治制は遂に残存せる道路管區及道路教區の全部を廢止し、その權限は地方衛生當局に移讓すべきことを指令した。地域の重複のために、變改の過程は實施する迄に相當時間を要し、多くの地方に於ては境界が満足なる協定を得る迄延期も止むを得なかつた。然し、十五世紀の末期までには必要なる統一は實現せられたのであつた。英國に於ては、主要道路は郡會に依つて、又第二級道路は村會に依つて各々管理せられることになつて居つた。町會は町内に於ける管

轄權を有することになつて居た。何れの場合に於ても、事業は有給測量師に依つて監督せられ、雇傭熟練勞働者に依り執行せらるべきこととなつて居つた。費用は稅收入で支辨し尙ほ必要なるときは特別補助金を下附せられた。

○
斯くの如く、十九世紀全般を通じて、道路制度の徹底的變革が除々に、そうして目立たずに行はれた。古代制度の双壁たる賦役法及有料道路トラストは消滅し、その替り地方當局による完全なる新行政制度が確立された。この制度は其後若干の修正を加へられて現在に於ても尙ほ實施せられて居るところである。

古代制度にして今日殘存せるものは國王道路キングスハイウェイの太古より
の概念、即ち自由通行に對する國王陛下下位臣下の破られざる權利である。然しながら、この權利は普通單に道路の通行又再通行により成り立つて居るものであつて、道路上に於ける存在することにあるのではない。道路を公共會衆の場所として、その上に群り、又は使用する權利と云ふもの

は絶対に存在しない。實際の土地は尚マノー侯又はその隣接地の地主達にその所有權又は行使權を與へられて居るのであつて、一般公衆と云ふものはその通行權の合理的、且合法的なる使用に夫自身限定せらるゝものなることを要求せられるのである。譬へ實際に於ては必ずしもそれでないとしたところが、少くとも、理論としては他の何れの場所に於ても合法的となるべき如何なる行爲でも道路上に於て合法的でないことが有得ると考へることは幾分驚かされる。

例へばドヴァアストン對ベイン事件の判例に依れば、家畜は道路に於て放牧してはならないとされて居るのである。彼等は道路上で家畜を遶ひ歩いて差支へないが、家畜をぶら／＼させて遊ばすことは許されないのである。この他次の三つの重要な判例はこれ以上この見解を明かにするに役立つだらう。レックス對プラット事件（一八五五年）の判例によれば、或るプラットなる者が彼の犬と鐵砲をもつて公共道路上に居つた。道路の兩側の土地はマノー侯デョーデ・ボラーヤーの所有に屬して居つた。犬は主人の命で叢林

の中に入り込んで行つて一羽の雉を追ひ出した。プラットはすかさず發砲したが、雉は逃げて了つた。二名の判事は白晝獲物を得るためボラーヤーの所有地に入つたと云ふ廉で土地侵入罪を犯せるものとして彼を有罪とした。プラットは抗告したが、裁判所は該道路は公衆に對し通行權を與へたるものなるも、ボラーヤーの所有地なるを以て土地侵入罪を構成する、且、プラットは通行權行使のために道路にありしものではなく、他の目的、即ち辯護人の或る者が圓熟せる賢明さを以て明言せるが如く、結果に於て獲物を全く得られざりしが、兎に角獲物を得るに道路に立てるものなりとして異議なく原審を支持した。

更に面白いのはハリソン對ルトランド公事件である。（一八九三年）公の松鷄狩獵場は道路と交叉して居つた。ハリソンと云ふ男は明らかに公爵にいくらか反感を持つて居るらしいが、この男がこの貴族のスポーツの享樂を妨げようとして出来るだけの智慧を絞つた擧句松鷄狩の最中に道路にやつて來て、この貴族とその一團が遶ひ出して居る場

所から逃げようと夢中になつて、彼の方に近づいてくる松
鶏に向つて自分の手巾を振つたり、雨傘を開けたりつぼめ
たりした。憤慨した公爵は狩のすむまで番人達に腕力を以
てつかまへさせて置いた。そこでハリソンは公爵を告訴し
た。公爵の抗告はハリソンは余の疑問の餘地なき道路の通
行權を妨害せる侵害者だから、余は余の當然の權利を行使
したに過ぎないと云ふにあつたが、裁判所は之を認めたと
である。

もつと最近の事件はヒツクマン對メーゼイの事件（一九
〇〇年）であつて、ウイルツンヤアーに在る原告（ヒツク
マン）の土地は道路と交叉して居つた。この道路は競争馬
の練習と試走のため或る調馬師に貸し與へた土地の一部を
見渡すことが出来た。この道路に沿ふて長さ十五碼半ばか
りの間をメーゼイと云ふ競馬雜誌の社主が、彼自身陳述せ
るが如く、或は最高裁判所長エー・エル・スミスが稍冷淡に
彼を描寫せるが如く、競馬の顧客をつくるに熱心のあまり
一時間許り行きつ戻りつして、競争馬の試走振りをノート

したのである。そこでヒツクマンはメーゼイを告訴して、
此メーゼイは一般人民が與へられて居る普通の、合理的道
路使用權の範圍を超えたものであると主張した。

前述の判例から考へると、道路上に於けるありそうな犯
罪の可能範圍は實際には無限である。實際、道路際ボウクニツツの野遊
でも違犯行爲たるの一理由を形成しそである。今日普通
に見られるように、新聞紙や厚紙や空瓶などの屑をまき散
らした日には特に疑ひなしである。人間は生きるためには
食はなければならぬから、勿論家畜の場合も同様だが、
（ドーヴァストン對ペイン事件参照）人間の場合には元氣を
恢復するため時々休むことは通行權の條件に違反するもの
ではないと云ひ得よう、然し、法律はこの權利の中に感心
出来ぬ又嫌惡すべきような屑塵で田舎の道を亂暴に汚なく
すると云ふようなことを包含しろと云ふような要求は絶対
に認められないのである。こゝにマノー侯のような公共心
のある人達に取つて一つ幸運がある。國王道路の通行權を
濫用する之等無考への俗物共に對し立派な目覺ましい方法

に基いて適當に設定せられたる一連の實行は、近時の公共生活に於ける最も憐れなる特性の一を阻止する助けとならう。

全英國の現存道路の大部分に就ては、道路の建設されて居る土地の所有者は今日尙ほ隣接地の所有者にその所有權がある。若し、道路の兩側の土地が異なる所有者に屬する場合は、各々の權利は道路の中心までである。勿論、事實上これら土地は全く無利潤であるが、然し引用判例は土地所有者が尙ほ或種の留保權を保有せることを示して居る。

この權利には種々なる點に於て多分變着を有して居るのであらう。又彼等が侵害者に對して法に救済を求め得ることを示して居る。然し新道路に關して稍々この状態は異なる。この場合、新道路が建設されるに際し更に發展が豫想せられるに於てはその兩側の地帯の必要なる土地を直ちに買収するのが當該當局に取つて普通であるから、道路の事實上の所有者は地方道路當局である。新幹線道路の事實上の所有者は郡會である。道路は現在尙ほ國民に屬して居ないの

である。彼等國民の道路に對する利益は古代の國王道路の概念と全く同じく尙ほ一九二七年に於て通行又は再通行權に限定せられて居る。

夢に千鳥の啼く聲は

涼しかるべき自動車のドライブも炎熱の下に疲れた運轉手にひきまわされ而かも取締の充分でない都會の十字路では命の惜しからぬ者でない限りトモ安心して乗つてゐるわけには行かぬ試みに新宿と東京驛前と淺草雷門の外と品川とのラッシュアワーに自動車で行して見れば自動車の波が渦いておる東京音頭の一句にも「寄せて返して、返へしてよせて、東京繁昌の東京繁昌の人の波」とある如くに、人の波自動車の波自轉車の波がゴアの信號で寄せ來るの状態はものすごいものである。「寄り添ふて春雨傘に濡れて行く大川端の夕あかりエ、啼くは千鳥か夜の風」などと雨の大川端の頃は昔時を偲ぶ語り草で今の隅田川の何處で千鳥の聲が聞かりようか遠き日の夢ではなからうか、殺人的交通状態之れが都會の風景である、心に浮ぶ思ひ出の儂なきものは隅田川の都鳥よ。(和子)